

新婚世帯の 新生活を応援します

長浜市で新婚生活をスタートされる世帯に、
住居と引越しの費用を支援します。

補助金額

上限30万円

(夫婦ともに29歳以下の場合60万円)

対象世帯

夫婦のいずれかが婚姻をきっかけ
に長浜に転入した世帯

その他の要件は下記をご覧ください。

対象経費

住宅の取得費・貸借経費

住宅のリフォーム費用

引越し費用

詳しくはHPをご覧ください。

申請期間

令和4年6月1日～令和5年3月15日

[HTTPS://WWW.CITY.NAGAHAMA.LG.JP/000010127.HTML](https://www.city.nagahama.lg.jp/000010127.html)



対象世帯詳細

- 01 令和4年3月16日から令和5年3月15日までの間に婚姻届を提出し、受理された世帯
- 02 婚姻を機に夫婦いずれかが長浜市に住民票を移した世帯
- 03 婚姻申請時点において、夫婦の住民票の住所が、長浜市の世帯
- 04 夫婦合計の所得が400万円未満(収入で約540万円)の世帯
- 05 過去に他の自治体も含め、同様の補助金を受けていない世帯
- 06 婚姻時に夫婦の年齢がともに39歳以下の世帯

詳しくはHPをご覧ください。

必要書類

- 01 長浜市結婚新生活支援事業補助金交付申請書兼請求書
 - 02 婚姻を証明する書類(戸籍謄本又は婚姻届受理証明)
 - 03 世帯全員の住民票(個人番号の記載がないもの)
 - 04 夫婦それぞれの所得証明書(1月1日時点の住所地で取得してください)
 - 05 経費に関する書類(契約書、領収書等)
- その他必要な書類を求めることがあります。



長浜市政策デザイン課ふるさと移住交流室

滋賀県長浜市八幡東町632番地

0749-65-6371